

「所得税法上の必要経費と法人税法上の損金の範囲とその異同及び問題点」

和井内仁彦

1, 研究目的

税法において居従者に対して税を課す「所得税法」と法人に対して税を課す「法人税法」にあっては、そのあり方が異なる。神川和久氏の論文によれば、以下のような議論が提起されている。すなわち、「我が国に所得税が導入されて以来、個人事業者が法人成りすることで税負担の軽減を図ることが問題視されてきたものの、同族会社の留保金課税制度以外に取り立てて根本的な対応策が採られることはなかった。

先般、会社法の施行によって最低資本金制度が廃止され、一人会社が広く容認されるとともに、法人税法の改正では、中小同族会社の留保金課税制度が廃止された。このような状況にかんがみると、従前にも増して、税の中立性等の観点から個人事業者と同族会社との税負担の差異に関する問題に焦点が当てられることが予想される。

上記のごとき問題は、法人税と所得税の税率の差及び給与所得控除制度に起因する部分もあるが、法人税法上の損金と所得税法上(事業所得)の必要経費の取扱いの差異にも要因があると思われる。

そこで、法人税法上の損金と所得税法上の必要経費の範囲とその異同を整理し、検討することにより、個人事業者と法人事業者との税負担の差を緩和する何らかの措置の糸口となり、また、将来の課税ベースの見直し等の際に事業所得課税及び中小同族会社等に対する課税制度の在り方を考える上において一定の意義を有するものと考えられる。」

新たな会社法の導入に伴って、「一人会社」も容認されるようになった。所得税における居住者である個人と「一人会社」との区別についても十分な検討が必要になった。加えて、「中小同族会社における留保金課税」の規程も廃止され、税制にあっても同じようにしっかりした考察を深めることが求められるようになってきている。

本研究はこのような状況を鑑みて、特に「所得税法における必要経費」の問題点と「法人税法における損金」の問題点の検証を進める。その上で、租税法における法人のあり方を明らかにしたいと考えている。

2, 研究方法

以下の視点をもって、所得税法上の必要経費と法人税法上の損金の範囲とその異同及び問題点の研究を進めるものとする。

- 1 個人事業者と法人の税負担
- 2 所得税法における「必要経費」と法人税法における「損金」の概念
- 3 現行の主な規定に見られる両者の差異
- 4 法人税・所得税の意義と課題
- 5 現行制度における問題点
- 6 法人のあり方の考察：法人擬制説と法人実在説
- 7 法人税・所得税の意義と課題

主な参考文献

- 石弘光『現代税制改革史－終戦からバブル崩壊まで－』東洋経済新報社、2008年。
- 大蔵省主税局編『所得税百年史』大蔵省主税局、1988年。
- 大島隆夫ほか編『戦後法人税制史』税務研究会、1996年。
- 岡村忠生編『新しい法人税』有斐閣、2007年。
- 金子宏『租税法 第15版』弘文堂、平成22年。
- 北野弘久『現代企業税法論』岩波書店、2004年。
- 日本税理士会連合会編『シャウプ使節団日本税制報告書（復元版）』日本税理士会連合会出版局、1979年。
- 松沢智『租税実体法（増補版）』中央経済社、1980年。
- 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、1986年。
- 増井良啓『結合企業課税の理論』東京大学出版会、2002年。
- 水野忠恒『租税法 三訂版』有斐閣、平成22年。
- 碓井光明「所得税における必要経費」『租税法研究』（有斐閣）、第3号、1975年。
- 江頭憲治郎「新会社法制定の意義」『ジュリスト』（有斐閣）、No.1295（2005）。
- 岡村忠生「無利息貸付課税に関する一考察（五）・完」『法学論叢』（東京大学）、第122巻第3号、32-58ページ、1987年。
- 神川和久「法人税法上の損金と所得税法上の必要経費の範囲とその異同及び問題点 ―― 同族会社と個人事業者を中心として――」『税大論叢』、第58号、322-381ページ、平成20年6月。
- 出所：<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/58/05/mokuji.htm> [2010/08/17]
- 出所：<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/58/05/hajimeni.htm> [2010/08/17]
- 出所：<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/58/05/pdf/ronsou.pdf> [2010/08/17]
- 神野直彦「所得概念論」金子宏編『21世紀を支える税制の論理 第2巻 所得税の理論と課題』税務経理協会、1999年。
- 武田昌輔「中小企業課税の問題」『租税法研究』（有斐閣）、第13号、1985年。
- 谷口勢津夫「税制における担税力の意義」『税研』、Vol.20 No.4、2005年。

中里実「法人課税の再検討に関する覚書―課税の中立性の観点から」『租税法研究』(有斐閣)、第 19 号、1991 年。

福家俊朗「法人税の法的性格と租税の法理をめぐる理論問題―法人本質論の相克と実相」『名古屋大学法政論集』、第 172 号、35-115 頁、1998 年。

増井良啓「多様な事業組織をめぐる税制上の問題点」『フィナンシャル・レビュー』(財務省財務総合研究所)、第 69 号、2003 年。

3, 研究期間

・大学院 1 年次

研究対象となる各著作や学術論文などの文献を収集、これらを精査する。また 1 年次前半にあつては、研究方法において提示した視点を深化させる。論文構成の精緻化を図る。後半にあつては修士論文の執筆を開始させる。

・大学院 2 年次

修士論文の完成は後期、11 月後半を目処にする。また修士論文の執筆中に不足すると思われる資料についても、再収集を実施し、これも精査する。11 月後半以降には、論文の補正を実施し、締め切りである 1 月上旬には完成した形での論文提出を行なうものとする。

4, 将来の進路計画

現在、私は盛岡市内において経理アウトソーシング会社を営んでいる。今後、現在のクライアントや、今後関わりが出てくる方々に対し、税理士資格取得者として税理士法第一条の「申告納税制度の理念に沿って」「独立した公正な立場」で「納税義務者の信頼にこたえ」「納税義務の適正な実現」できる税理士でありたいと考えている。また、税理士業務または関連する業務を通じて、中小企業の発展の手助けという地域経済のための貢献をしていく所存である。